

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM\_TOUSHIN\_1.2

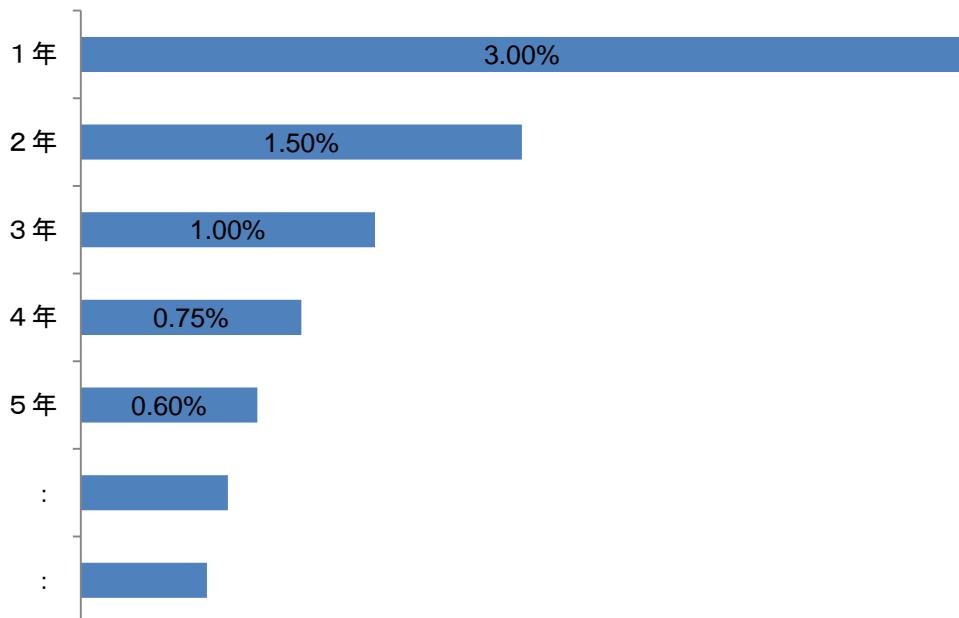
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】                    【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

# 世界物価連動国債ファンド

追加型投信／海外／債券

## 愛称：物価の優等生

[ 投資信託説明書(交付目論見書) | 2017.10.3 ]



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年4回	グローバル(日本を除く)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「世界物価連動国債ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年3月10日に関東財務局長に提出しており、平成29年3月11日にその効力が生じております。

ファンドは、信託終了(繰上償還)を行うための手続きを行います。詳しくはP.11「信託終了(繰上償還)の予定について」をご参照ください。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

### 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

#### T&Dアセットマネジメント株式会社

設立年月日:1980年12月19日 資本金:11億円  
(資本金、運用純資産総額は2017年6月末日現在)

<照会先>

電話番号:03-6722-4810 インターネットホームページ:<http://www.tdasset.co.jp/>  
(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第357号

運用する投資信託財産の合計純資産総額:11,052億円

### 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

#### 三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色



## ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。



## ファンドの特色

### ● 信用力の高い世界の物価連動国債に投資します(日本を除く)。

- 物価連動国債は「国債」です。
- ファンドは、外国投資信託「グローバルインフレ連動国債ファンド」を通じて、主として日本を除く世界の物価連動国債に投資を行います。

### ● 物価上昇時には資産価値を保全する効果が期待できます。

- 物価連動国債とは、物価に連動して元本・利息が増減する国債です。

### ● 原則として、毎決算時(3ヵ月毎)に収益の分配を行います。

- 3・6・9・12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

### ● 原則として為替ヘッジは行いません。

- 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

### ● バンガード社が外国投資信託の運用を担当します。

- 「グローバルインフレ連動国債ファンド」の運用は、世界有数の運用会社である、ザ・バンガード・グループの一員バンガード・インベストメンツ・オーストラリア社が行います。

#### ザ・バンガード・グループとは

米国ペンシルバニア州バレーフォージに本社を持つ1975年に設立された運用会社です。

現在では総資産約4.4兆米ドル(約497兆円)と世界有数の運用資産規模を有しています。

1976年、業界初の公募インデックスファンドの運用を開始し、現在のインデックス運用資産は総額約2.9兆米ドル(約332兆円)です。同社はインデックス運用のエキスパートとして、世界でその実績を認められています。(2017年6月末日現在、1ドル112.00円で換算)

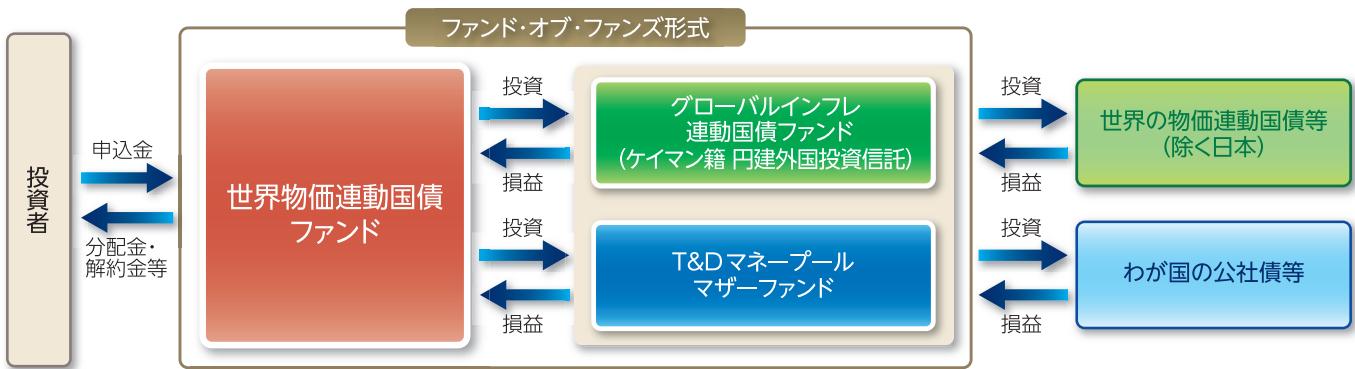
※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。



## ファンドのしくみ

- ファンドは、**外国投資信託であるグローバルインフレ連動国債ファンド**および**国内投資信託であるT&Dマネーポールマザーファンド**に投資を行う**ファンド・オブ・ファンズ**です。

- ・外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ・当該外国投資信託は、ブルームバーグ・バークレイズ世界物価連動国債インデックス(除く日本)(円ベース、ヘッジなし)に採用されている国が発行する物価連動国債を主要投資対象とし、原則として同インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。

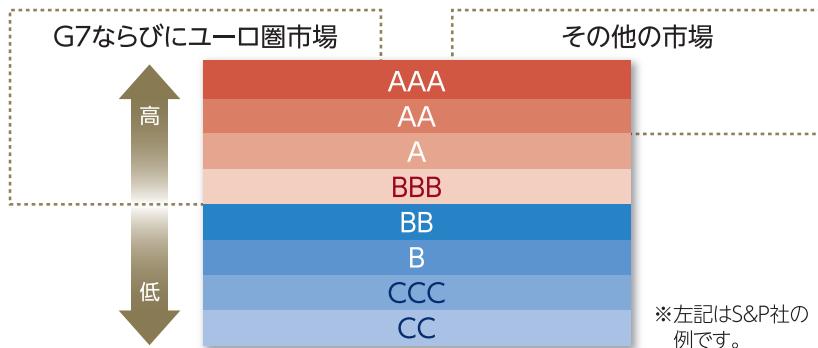


## 信用力の高い世界の物価連動国債に投資します(日本を除く)

- 物価連動国債は「国債」です。したがいまして、発行国の信用力からくるメリットを享受できます。
- 主要先進国が発行する物価連動国債は一般的に信用力が高いとされています。

ブルームバーグ・バークレイズ世界物価連動国債インデックス採用基準 (2017年6月末日現在)

代表的な信用格付の例



信用格付とは債券を発行する国の信用度合を表したもので

インデックスの採用基準概要は下記のとおりです。

G7ならびにユーロ圏市場： BBB-/Baa3以上

その他の市場： AA-/Aa3以上

S&P、ムーディーズ、フィッチの自国通貨建長期国債格付のうち、中位の信用格付を基準とします。

インデックス採用国

自国通貨建長期国債格付 (S&P、ムーディーズ、フィッチのうち、 中位の信用格付を記載)	
アメリカ	AAA
イギリス	AA
フランス	AA
スウェーデン	AAA
カナダ	AAA
オーストラリア	AAA
ドイツ	AAA
ニュージーランド	AA+
デンマーク	AAA
イタリア	BBB
スペイン	BBB+

11カ国(2017年6月末日現在)

※記載のデータは過去のものであり、将来を示唆・保証するものではありません。

※ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。

なお、同指数の公表、採用国およびその基準等については今後予告なく中止、変更される可能性があります。



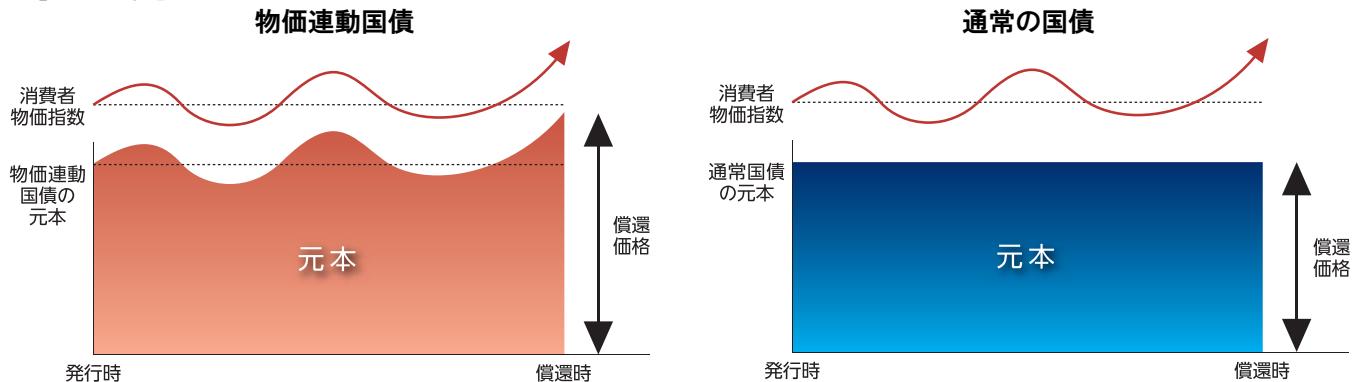
## 物価上昇時には資産価値を保全する効果が期待できます

- 債券を発行している国の物価※が上昇(下落)した分、元本が増加(減少)する国債です。
- 物価が上昇した場合、元本の増加を発行国が保証します。

※物価とは各国が発表する、主として消費者物価指数(CPI)を指します。

### 物価連動国債のしくみ

【イメージ図】



- ・物価の動きにあわせて元本が増減します。
- ・発行時から償還までの物価の変動率(累計インフレ率)がマイナスとなつた場合元本は発行時を下回ります。ただし償還時には物価連動国債の元本保証を行っている国があります。
- ・利率(クーポン)は一定ですので利息額は元本の増減に応じて変動します。

- ・元本は償還時まで一定です。

※表記の元本はあくまで債券の額面価格であり、期中の債券価格とは異なります。

※上図は消費者物価指数(CPI)の変化による元本の変動の仕組みを表したものであり、値動きを示したものではありません。また将来の受取額を示唆・保証するものではありません。

## 主な投資制限

### 株式への投資割合

株式への投資は行いません。

### 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

### 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

### デリバティブの使用

有価証券先物取引等は行いません。

## 分配方針

毎決算時(3月、6月、9月、12月の各10日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。  
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

# 追加的記載事項



## 投資する投資信託証券の概要

ファンド名	グローバルインフレ連動国債ファンド
分類	ケイマン籍／外国投資信託／円建
設定日	2005年3月1日
運用基本方針	ブルームバーグ・バークレイズ世界物価連動国債インデックス(除く日本)(円ベース、ヘッジなし)に採用されている国が発行する物価連動国債を主要投資対象とし、原則として同インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	アメリカ・イギリス・フランス・スウェーデン・カナダ・オーストラリア・ドイツ・ニュージーランド・デンマーク・イタリア・スペインが発行する物価連動国債を主要投資対象とします。
主な投資制限	原則として為替ヘッジは行いません。
分配方針	原則として、3ヶ月毎に利子・配当等収益および売却益を原資として配当を行います。
決算日	11月末日
信託報酬等	運用報酬 純資産総額の年0.22%以下 管理報酬 純資産総額の年0.10%程度 信託報酬等合計 純資産総額の年0.32%程度  * 上記報酬は資産規模等により変動します。 * 上記管理報酬には保管費用等を含みます。申込手数料はありません。
投資顧問会社	バンガード・インベストメンツ・オーストラリア社

ファンド名	T&Dマネープールマザーファンド
分類	親投資信託
設定日	2005年2月28日
運用基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬等	信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありません。
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

※各概要は、2017年6月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

# 投資リスク



## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

物 価 変 動 リ ス ク	一般に物価が下落した場合は、物価連動国債の元本や利払い額が減少するため、物価連動国債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
債 券 価 格 変 動 リ ス ク	債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。



## その他の留意点

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

●ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。



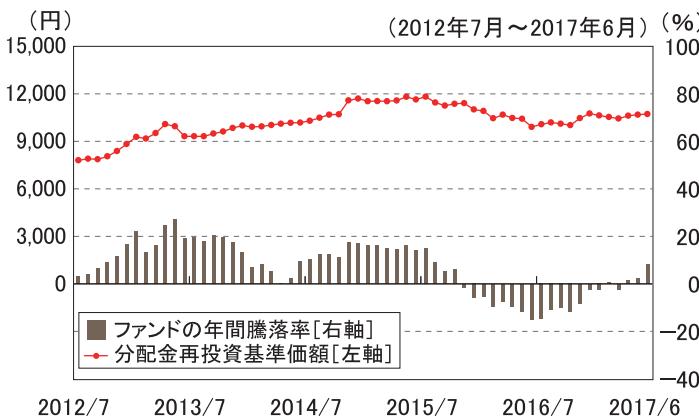
## リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

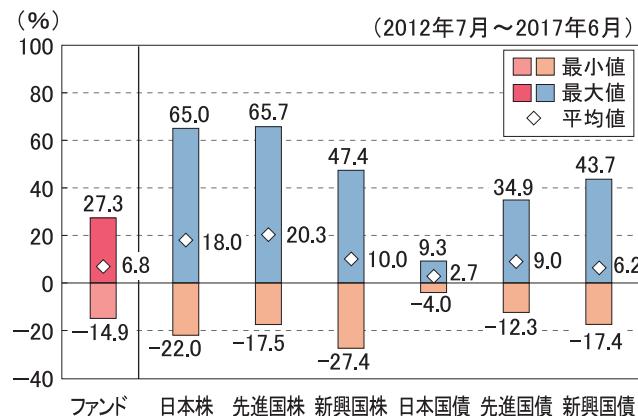
## 《参考情報》

### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

<ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



(注)ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- \* 右のグラフは、2012年7月から2017年6月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- \* 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- \* 上記の騰落率は2017年6月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

#### ○各資産クラスの指標

日本株…… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…… NOMURA-BPI 国債

先進国債…… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…… JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

\* 詳細は「指標について」をご参照ください。

#### ●指標について

##### ○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指標について

**東証株価指数(TOPIX)(配当込み)**

東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

**MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)**

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)**

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

**NOMURA-BPI 国債**

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指標で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指標です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関して一切責任を負いません。

**シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)**

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックス LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はシティグループ・インデックス LLCに帰属します。

**JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円ベース)**

JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指標です。同指標の著作権はJPモルガン社に帰属します。

# 運用実績

2017年6月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。  
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2017年 6月	30円
2017年 3月	30円
2016年12月	30円
2016年 9月	30円
2016年 6月	30円
直近1年間累計	120円
設定来累計	3,020円

## 主要な資産の状況

### ●投資比率

グローバルインフレ連動国債ファンド	90.3%
T&Dマネーポールマザーファンド	2.9%
現金・預金等	6.9%
合 計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100ではありません。

### ●グローバルインフレ連動国債ファンドにおける運用状況(現地月末基準)

#### <組入上位銘柄>

銘柄名(銘柄数 123)	年利率	償還日	信用格付	比率
アメリカ物価連動国債	0.625%	2021/7/15	AAA	4.3%
アメリカ物価連動国債	2.375%	2025/1/15	AAA	3.2%
アメリカ物価連動国債	0.125%	2019/4/15	AAA	2.3%
イギリス物価連動国債	1.250%	2027/11/22	AA	2.2%
イギリス物価連動国債	1.250%	2055/11/22	AA	2.1%
アメリカ物価連動国債	0.625%	2024/1/15	AAA	2.1%
アメリカ物価連動国債	2.125%	2041/2/15	AAA	2.0%
イギリス物価連動国債	0.750%	2047/11/22	AA	1.9%
イギリス物価連動国債	1.125%	2037/11/22	AA	1.9%
アメリカ物価連動国債	0.125%	2022/7/15	AAA	1.8%

#### <国別組入比率>

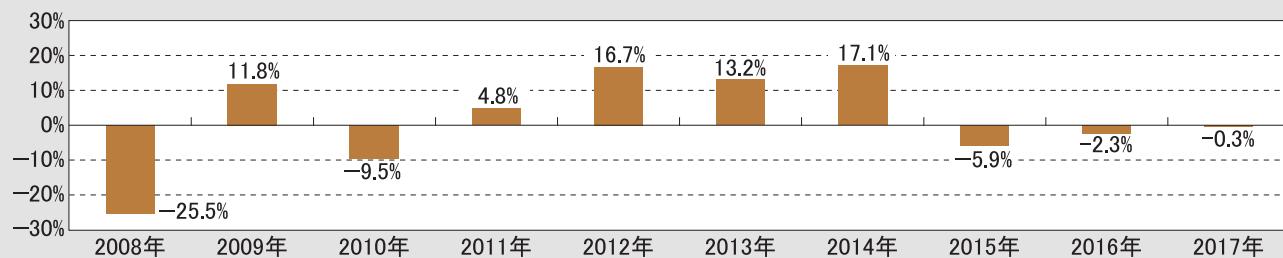
国	比率
アメリカ	44.7%
イギリス	29.6%
フランス	9.5%
イタリア	6.4%
ドイツ	2.7%
カナダ	2.1%
スペイン	1.7%
オーストラリア	1.3%
スウェーデン	1.0%
ニュージーランド	0.5%
デンマーク	0.2%

※上記のデータは管理会社であるBBH(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン)からのデータを使用しております。

また、各比率は「グローバルインフレ連動国債ファンド」の純資産総額に対する評価額の比率です。

※信用格付は、S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスの信用格付のうち、中位信用格付を採用。

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの收益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は年初から6月末までの收益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

# 手続・手数料等



## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	平成29年3月11日から平成30年3月9日まで 平成29年12月5日に信託終了(繰上償還)を予定しております。 信託終了(繰上償還)が行われることとなった場合、申込期間の末日は平成29年11月6日に変更され、以後の更新は行われません。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受けた申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(平成17年2月28日設定) 信託終了(繰上償還)が行われることとなった場合、信託期間の末日は平成29年12月5日に変更されます。
繰上償還	投資対象とする外国投資信託が存続しなくなる場合は、繰上償還されます。また、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	3月、6月、9月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.tdasset.co.jp/">http://www.tdasset.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	6月および12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。
申込不可日	下記のいずれかに該当する日には、販売会社が営業日であっても購入、換金の申込はできません。 ・ニューヨーク、ロンドン、メルボルンもしくはケイマンの各銀行または各証券取引所の休業日



## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>2.16%(税抜2.0%)を上限</b> として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.2%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	毎日、ファンドの純資産総額に <b>年0.972%(税抜0.90%)</b> の率を乗じて得た額とします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 [運用管理費用(信託報酬)の配分] (年率)			
		支払先	信託報酬率	対価の内容	
		委託会社	0.324% (税抜0.30%)	委託した資金の運用等の対価	
投資対象とする 外国投資信託	実質的な負担	販売会社	0.6048% (税抜0.56%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理等の対価	
		受託会社	0.0432% (税抜 0.04%)	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
		外国投資信託の純資産総額に対し、年0.32%程度 外国投資信託の運用報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。			
		<b>年1.292%(税抜1.22%)程度</b> ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等を加味して、受益者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。(投資対象ファンドの資産規模等に応じて変動します。)			
その他の 費用・手数料		<ul style="list-style-type: none"> <li>信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</li> <li>証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。</li> </ul> <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>			

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



## ●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合  
NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。  
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記と異なります。
- ・税金の取扱いについては、平成29年6月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



# 信託終了(繰上償還)の予定について

ファンドの主要投資対象である外国投資信託「グローバルインフレ連動国債ファンド」(以下、外国投資信託といいます。)の投資顧問会社であるバンガード・インベストメンツ・オーストラリア社は、毎年行っている検証の結果により、効率的な運用の観点から今後の運用継続が困難と判断し、外国投資信託の運用を辞退する方針を固め、外国投資信託がその信託を終了することを予定しております。これに伴い、ファンドの信託終了(繰上償還)の手続きを行うことといたしました。

平成29年12月5日に信託終了(繰上償還)を予定しております。

平成29年10月3日現在の受益者を対象とした異議申立の結果により、信託終了(繰上償還)の可否を決定します。

当該決定につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。(平成29年11月7日予定)

# 世界物価連動国債ファンド 愛称「物価の優等生」

追加型投信 / 海外 / 債券

投資信託説明書  
(請求目論見書)

2017.10.3

T & D アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者から請求があった場合に交付を行う請求目論見書です。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「世界物価連動国債ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年3月10日に関東財務局長に提出しており、平成29年3月11日にその効力が生じております。

有価証券届出書提出日	: 平成29年3月10日
発行者名	: T & D アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 藤瀬 宏
本店の所在の場所	: 東京都港区芝五丁目36番7号
募集内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称	: 世界物価連動国債ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	: 繙続募集額 5,000億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

## 投資信託説明書（請求目論見書） 目 次

	頁
第一 部 証 券 情 報 .....	1
第二 部 フ ァ ン ド 情 報 .....	3
第 1 フ ァ ン ド の 状 況 .....	3
第 2 管 理 及 び 運 営 .....	29
第 3 フ ァ ン ド の 経 理 状 況 .....	35
第 4 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	50
第三 部 委 託 会 社 等 の 情 報 .....	51
第 1 委 託 会 社 等 の 概 況 .....	51

約 款

## 第一部【証券情報】

### ( 1 ) 【ファンドの名称】

世界物価連動国債ファンド

ただし、愛称として「物価の優等生」という名称を用いることがあります。

(以下「ファンド」といいます。)

### ( 2 ) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

委託者(以下「委託会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### ( 3 ) 【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### ( 4 ) 【発行(売出)価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます(ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。)。

基準価額につきましては、販売会社(委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

### ( 5 ) 【申込手数料】

2.16%(税抜2.0%)を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ( 6 ) 【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

## ( 7 ) 【申込期間】

平成29年3月11日から平成30年3月9日まで

ファンドは平成29年12月5日に信託終了（繰上償還）を予定しております。

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、申込期間の末日は平成29年11月6日に変更され、以後の更新は行われません。

詳しくは、後述の「( 12 ) その他　信託終了（繰上償還）の予定について」をご参照ください。

## ( 8 ) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述の「( 4 ) 発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

## ( 9 ) 【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、申込代金（発行価格に申込口数を乗じて得た金額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。）をお申込いただきます販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

## ( 10 ) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「( 4 ) 発行（売出）価格」の照会先をご参照ください。

## ( 11 ) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

## ( 12 ) 【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「( 11 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「( 11 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）の予定について

ファンドの主要投資対象である外国投資信託「グローバルインフレ連動国債ファンド」（以下、外国投資信託といいます。）の投資顧問会社であるバンガード・インベストメンツ・オーストラリア社は、毎年行っている検証の結果により、効率的な運用の観点から今後の運用継続が困難と判断し、外国投資信託の運用を辞退する方針を固め、外国投資信託がその信託を終了することを予定しております。

これに伴い、ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

平成29年12月5日に信託終了（繰上償還）を予定しております。

平成29年10月3日現在の受益者を対象とした異議申立の結果により、信託終了（繰上償還）の可否を決定します。

当該決定につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。（平成29年11月7日予定）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内 海 外	株 式 <del>債 券</del> 不動産投信 その他資産 資産複合
追加型投信	内 外	

#### **追加型投信**

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

#### **海外**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### **債券**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 <b>年4回</b> 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他		<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	あり なし
不動産投信				
<b>その他資産 (投資信託証券(債券))</b>				
資産複合				

**その他資産(投資信託証券(債券))**

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に債券に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

**年4回**

目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル(日本を除く)**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を除きます。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファンド・オブ・ファンズ**

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

**為替ヘッジなし**

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載のないものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

● 信用力の高い世界の物価連動国債に投資します(日本を除く)。

- 物価連動国債は「国債」です。
- ファンドは、外国投資信託「グローバルインフレ連動国債ファンド」を通じて、主として日本を除く世界の物価連動国債に投資を行います。

● 物価上昇時には資産価値を保全する効果が期待できます。

- 物価連動国債とは、物価に連動して元本・利息が増減する国債です。

● 原則として、毎決算時(3ヶ月毎)に収益の分配を行います。

- 3・6・9・12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

● 原則として為替ヘッジは行いません。

- 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

● バンガード社が外国投資信託の運用を担当します。

- 「グローバルインフレ連動国債ファンド」の運用は、世界有数の運用会社である、ザ・バンガード・グループの一員バンガード・インベストメンツ・オーストラリア社が行います。

ザ・バンガード・グループとは

米国ペンシルバニア州パレーフォージに本社を持つ1975年に設立された運用会社です。

現在では総資産約4.4兆米ドル(約497兆円)と世界有数の運用資産規模を有しています。

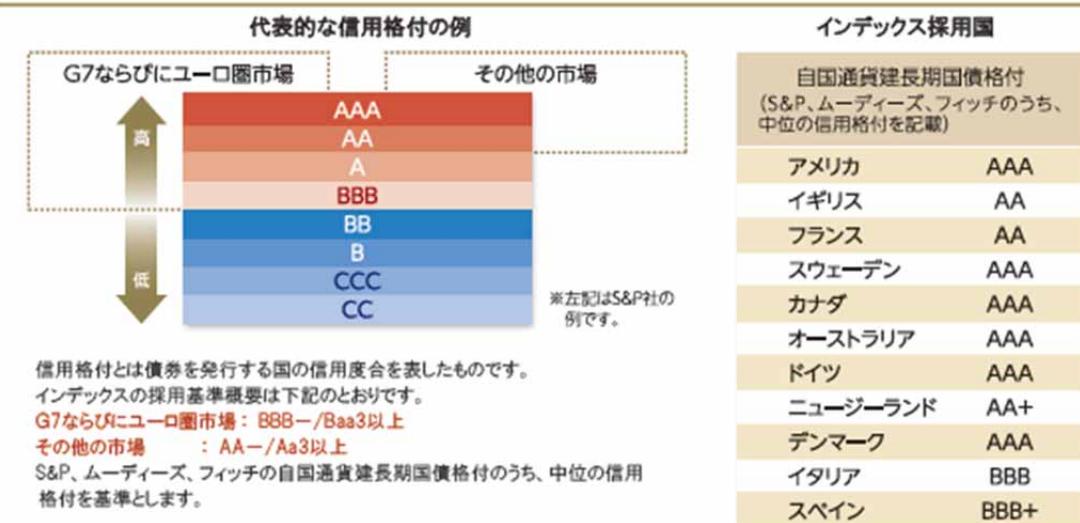
1976年、業界初の公募インデックスファンドの運用を開始し、現在のインデックス運用資産は総額約2.9兆米ドル(約332兆円)です。同社はインデックス運用のエキスパートとして、世界でその実績を認められています。(2017年6月末日現在、1ドル112.00円で換算)

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ● 信用力の高い世界の物価連動国債に投資します(日本を除く)

- 物価連動国債は「国債」です。したがいまして、発行国の信用力からくるメリットを享受できます。
- 主要先進国が発行する物価連動国債は一般的に信用力が高いとされています。

ブルームバーグ・バークレイズ世界物価連動国債インデックス採用基準（2017年6月末日現在）



信用格付とは債券を発行する国の信用度合を表したもので  
インデックスの採用基準概要は下記のとおりです。  
G7ならびにユーロ圏市場：BBB-/Baa3以上  
その他の市場：AA-/Aa3以上  
S&P、ムーディーズ、フィッチの自国通貨建長期国債格付のうち、中位の信用格付を基準とします。

11ヵ国(2017年6月末日現在)

※記載のデータは過去のものであり、将来を示唆・保証するものではありません。

※ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。  
なお、同指標の公表、採用国およびその基準等については今後予告なく中止、変更される可能性があります。

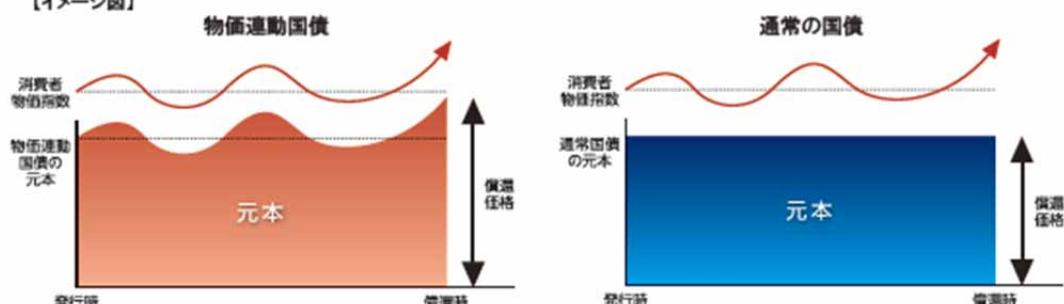
## ● 物価上昇時には資産価値を保全する効果が期待できます

- 債券を発行している国の物価\*が上昇(下落)した分、元本が増加(減少)する国債です。
- 物価が上昇した場合、元本の増加を発行国が保証します。

\*物価とは各国が発表する、主として消費者物価指数(CPI)を指します。

### 物価連動国債のしくみ

【イメージ図】



- ・物価の動きにあわせて元本が増減します。
- ・発行時から償還時までの物価の変動率(累計インフレ率)がマイナスとなった場合元本は発行時を下回ります。ただし償還時には物価連動国債の元本保証を行っている国があります。
- ・利率(クーポン)は一定ですので利息額は元本の増減に応じて変動します。

・元本は償還時まで一定です。

※表記の元本はあくまで債券の額面価格であり、期中の債券価格とは異なります。  
※上図は消費者物価指数(CPI)の変化による元本の変動の仕組みを表したものであり、値動きを示したものではありません。また将来の受取額を示唆・保証するものではありません。

## 信託金限度額

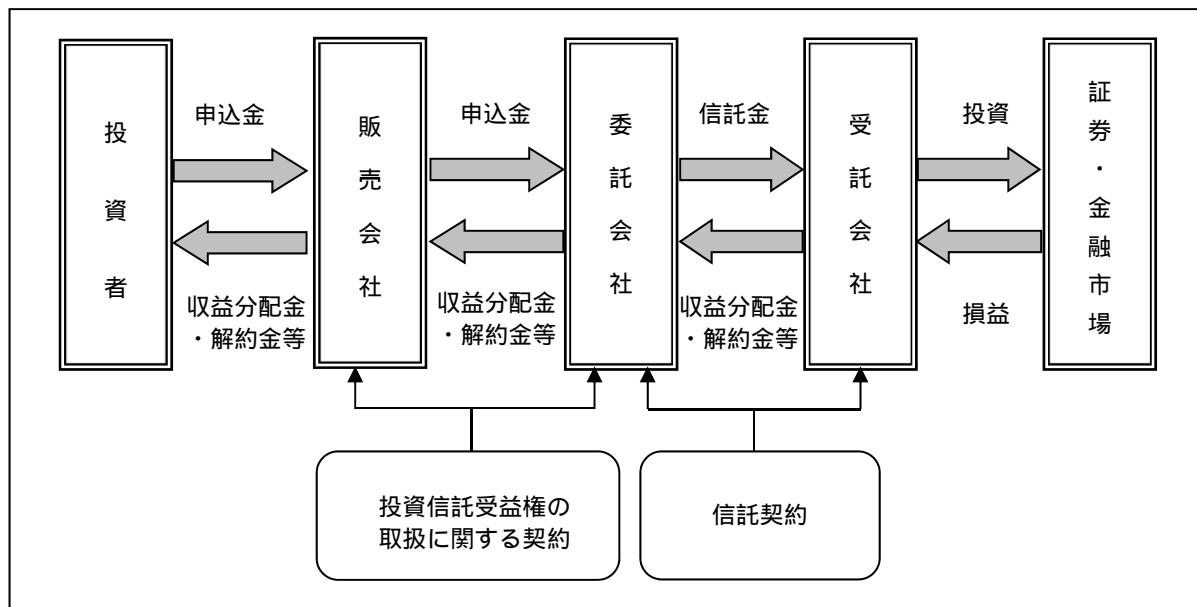
信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成17年2月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

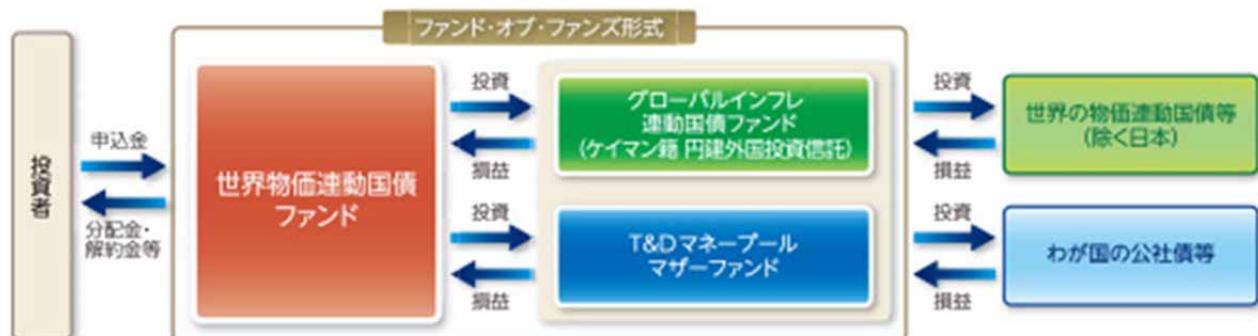
## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



### ファンド・オブ・ファンズについて

ファンドは、主として投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



### 委託会社およびファンドの関係法人的名称およびファンドの運営上の役割

(委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

#### a. 委託会社

T & D アセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1) 信託約款の届出

(2) 信託財産の運用指図

(3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）

(4) 目論見書および運用報告書の作成等

b . 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1) 信託財産の保管・管理・計算

(2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c . 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

(1) 受益権の募集・販売の取扱い

(2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い

(3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

(4) 目論見書、運用報告書の交付等

### 委託会社の概況

a . 資本金

平成29年6月末日現在 11億円

b . 会社の沿革

昭和55年12月19日	第一投信株式会社設立 同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
平成 9年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年 1月24日	投資顧問業者の登録
平成14年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
平成14年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
平成18年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
平成19年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c . 大株主の状況

平成29年6月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

主として、ケイマン籍の円建の外国投資信託であるグローバルインフレ連動国債ファンドおよび国内の親投資信託であるT & Dマネープールマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券に投資を行います。

グローバルインフレ連動国債ファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。なお、投資対象とする各受益証券の組入比率には制限を設けません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### ( 2 ) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

a . 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

- 1 . 有価証券
- 2 . 金銭債権
- 3 . 約束手形

b . 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1 . 為替手形

委託会社は、信託金を、主としてグローバルインフレ連動国債ファンドおよびマザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、「投資信託証券」ということがあります。）ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1 . 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2 . コマーシャル・ペーパー

3 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、  
に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1 . 預金

2 . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3 . コール・ローン

4 . 手形割引市場において売買される手形

5 . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(参考) 投資する投資信託証券の概要

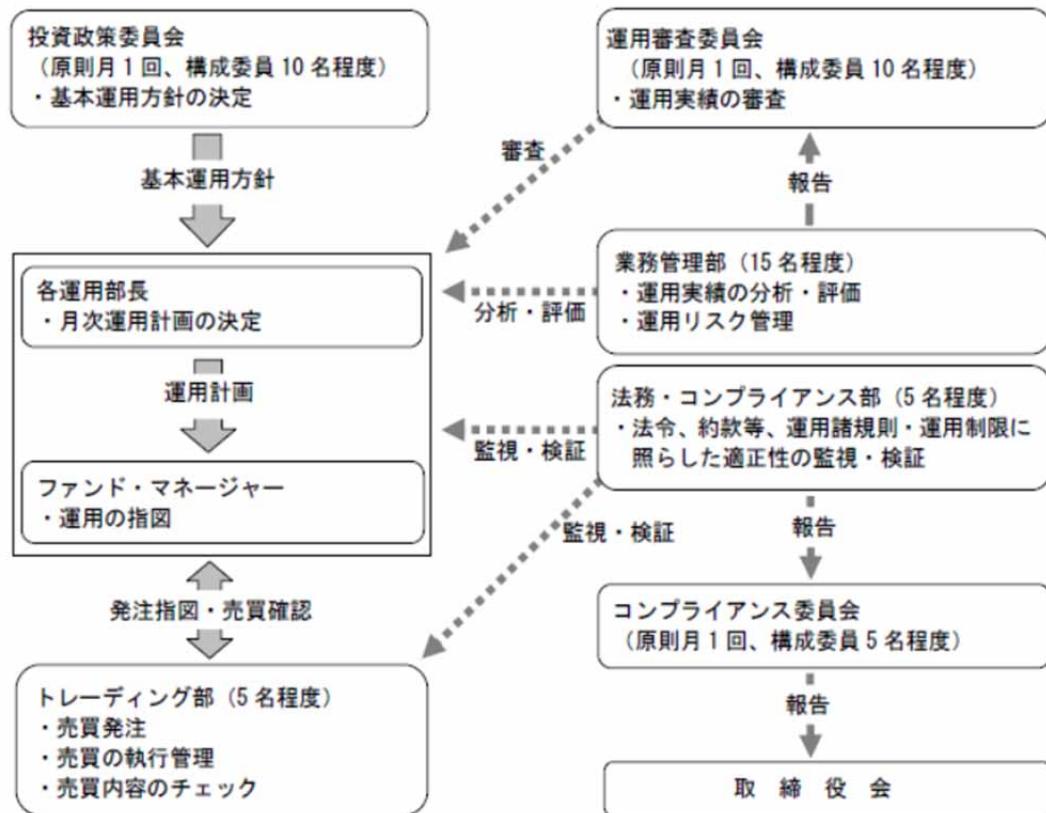
ファンド名	グローバルインフレ連動国債ファンド
分類	ケイマン籍／外国投資信託／円建
設定日	2005年3月1日
運用基本方針	ブルームバーグ・バークレイズ世界物価連動国債インデックス(除く日本)(円ベース、ヘッジなし)に採用されている国が発行する物価連動国債を主要投資対象とし、原則として同インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	アメリカ・イギリス・フランス・スウェーデン・カナダ・オーストラリア・ドイツ・ニュージーランド・デンマーク・イタリア・スペインが発行する物価連動国債を主要投資対象とします。
主な投資制限	原則として為替ヘッジは行いません。
分配方針	原則として、3ヵ月毎に利子・配当等収益および売却益を原資として配当を行います。
決算日	11月末日
信託報酬等	運用報酬 純資産総額の年0.22%以下 管理報酬 純資産総額の年0.10%程度 信託報酬等合計 純資産総額の年0.32%程度 *上記報酬は資産規模等により変動します。 *上記管理報酬には保管費用等を含みます。申込手数料はありません。
投資顧問会社	バンガード・インベストメンツ・オーストラリア社

ファンド名	T&Dマネープールマザーファンド
分類	親投資信託
設定日	2005年2月28日
運用基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬等	信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありません。
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

各概要は、2017年6月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### (3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成29年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### ( 4 ) 【分配方針】

毎決算時（原則として、3月、6月、9月、12月の各10日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### ( 5 ) 【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーでいる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

資金の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、換金代金に伴う支払資金の手当て（換金代金に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b . 換金申込に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは

償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借り入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (参考) T & Dマネーブールマザーファンドの概要

##### (1) 投資方針

主としてわが国の公社債および短期金融商品を投資対象とし、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引等を行うことができます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

##### (2) 投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

###### a . 次に掲げる特定資産

###### (1) 有価証券

(2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

###### (3) 金銭債権

###### (4) 約束手形

###### b . 次に掲げる特定資産以外の資産

###### (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

###### (1) 国債証券

###### (2) 地方債証券

###### (3) 特別の法律により法人の発行する債券

(4) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

(6) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

###### (7) コマーシャル・ペーパー

(8) 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの

(9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

(10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(11) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、(1)から(6)までの証券および(8)の証券のうち(1)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 投資制限

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

a . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

b . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

### 3 【投資リスク】

#### ( 1 ) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

##### 物価変動リスク

一般に物価が下落した場合は、物価連動国債の元本や利払い額が減少するため、物価連動国債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

##### カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制等が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

## ( 2 ) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託証券を他のファンドが投資対象としている場合に、当該ファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、投資信託証券においても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

### 分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

### ( 3 ) リスクの管理体制

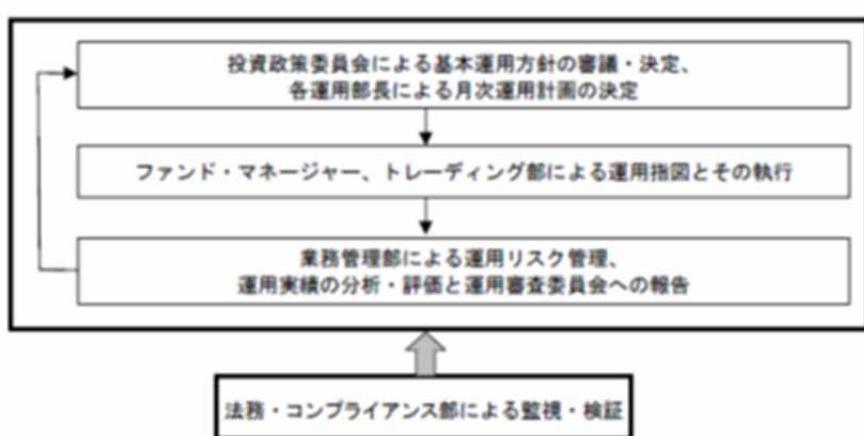
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



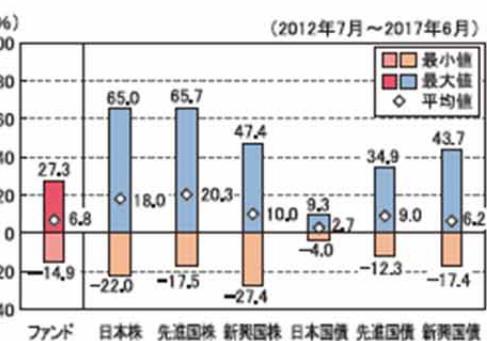
リスクの管理体制は平成29年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報>

### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### <ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



(注)ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\* 右のグラフは、2012年7月から2017年6月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

\* 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

\* 上記の騰落率は2017年6月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

#### ○各資産クラスの指標

- 日本株…… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…… NOMURA-BPI国債
- 先進国債…… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

\* 詳細は「指標について」をご参照ください。

#### ●指標について

##### ○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指標について

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指標で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指標です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックス LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・インデックス LLC に帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指標です。同指標の著作権はJPモルガン社に帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### ( 1 ) 【申込手数料】

2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。  
購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ( 2 ) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

### ( 3 ) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.972%（税抜0.90%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率]

委託会社 年0.324%（税抜 0.30%）

販売会社 年0.6048%（税抜 0.56%）

受託会社 年0.0432%（税抜 0.04%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の対価の内容]

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

その他、外国投資信託の信託報酬等として、当該外国投資信託の純資産総額の年0.32%程度を信託財産中から支弁します。

外国投資信託の信託報酬等は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。

したがいまして、ファンドの実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年1.292%（税抜1.22%）程度となります。

#### ( 4 ) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

ファンドの証券取引に伴う手数料等は、信託財産中から支弁します。

また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

#### ( 5 ) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

## 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

税金の取扱いについては、平成29年6月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### ( 1 ) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

( 平成29年6月30日現在 )

資産の種類	国 / 地域	時価合計 ( 百万円 )	投資比率 ( % )
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,882	90.26
親投資信託受益証券	日本	92	2.89
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	219	6.85
合計(純資産総額)	-	3,192	100.00

( 注 ) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

( 小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。 )

### ( 2 ) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

イ . 評価額上位銘柄(全銘柄)

( 平成29年6月30日現在 )

国 / 地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 ( 円 )	簿価金額 ( 円 )	時価単価 ( 円 )	時価金額 ( 円 )	投資比率 ( % )
1 ケイマン諸島	投資信託受益証券	グローバルインフレ連動国債ファンド	262,393.98	10,823.350 2,839,981,883	10,981.651 2,881,519,112			90.26
2 日本	親投資信託受益証券	T & D マネーブールマザーファンド	90,610,452	1.0176 92,205,195	1.0175 92,196,134			2.89

( 注 ) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ . 投資有価証券の種類別比率

( 平成29年6月30日現在 )

種類	投 資 比 率 ( % )
投資信託受益証券	90.26
親投資信託受益証券	2.89
合計	93.15

( 注 ) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### ( 3 ) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成29年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第6期 特定期間 (平成19年12月10日現在)	8,111	8,307	1.0270	1.0520
第7期 特定期間 (平成20年6月10日現在)	8,370	8,460	1.0160	1.0270
第8期 特定期間 (平成20年12月10日現在)	6,007	6,170	0.7239	0.7429
第9期 特定期間 (平成21年6月10日現在)	6,816	6,865	0.8341	0.8401
第10期 特定期間 (平成21年12月10日現在)	6,465	6,513	0.8114	0.8174
第11期 特定期間 (平成22年6月10日現在)	5,911	5,958	0.7808	0.7868
第12期 特定期間 (平成22年12月10日現在)	5,302	5,345	0.7560	0.7620
第13期 特定期間 (平成23年6月10日現在)	4,810	4,847	0.7813	0.7873
第14期 特定期間 (平成23年12月12日現在)	4,395	4,431	0.7550	0.7610
第15期 特定期間 (平成24年6月11日現在)	4,365	4,399	0.7885	0.7945
第16期 特定期間 (平成24年12月10日現在)	4,531	4,564	0.8389	0.8449
第17期 特定期間 (平成25年6月10日現在)	4,206	4,235	0.9449	0.9509
第18期 特定期間 (平成25年12月10日現在)	3,934	3,960	0.9694	0.9754
第19期 特定期間 (平成26年6月10日現在)	3,829	3,852	0.9917	0.9977
第20期 特定期間 (平成26年12月10日現在)	4,274	4,297	1.1332	1.1392
第21期 特定期間 (平成27年6月10日現在)	3,943	3,964	1.1273	1.1333
第22期 特定期間 (平成27年12月10日現在)	3,687	3,708	1.0884	1.0944
第23期 特定期間 (平成28年6月10日現在)	3,205	3,225	0.9751	0.9811

第24期 特定期間 (平成28年12月12日現在)	3,261	3,280	1.0104	1.0164
第25期 特定期間 (平成29年6月12日現在)	3,150	3,169	0.9957	1.0017
平成28年6月末日	3,107	-	0.9440	-
平成28年7月末日	3,146	-	0.9599	-
平成28年8月末日	3,173	-	0.9709	-
平成28年9月末日	3,137	-	0.9604	-
平成28年10月末日	3,092	-	0.9515	-
平成28年11月末日	3,220	-	0.9935	-
平成28年12月末日	3,271	-	1.0184	-
平成29年1月末日	3,232	-	1.0067	-
平成29年2月末日	3,192	-	0.9974	-
平成29年3月末日	3,144	-	0.9855	-
平成29年4月末日	3,190	-	1.0020	-
平成29年5月末日	3,192	-	1.0085	-
平成29年6月末日	3,192	-	1.0092	-

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第6期 特定期間(平成19年6月12日～平成19年12月10日)	0.0250
第7期 特定期間(平成19年12月11日～平成20年6月10日)	0.0110
第8期 特定期間(平成20年6月11日～平成20年12月10日)	0.0190
第9期 特定期間(平成20年12月11日～平成21年6月10日)	0.0060
第10期 特定期間(平成21年6月11日～平成21年12月10日)	0.0060
第11期 特定期間(平成21年12月11日～平成22年6月10日)	0.0060
第12期 特定期間(平成22年6月11日～平成22年12月10日)	0.0060
第13期 特定期間(平成22年12月11日～平成23年6月10日)	0.0060
第14期 特定期間(平成23年6月11日～平成23年12月12日)	0.0060
第15期 特定期間(平成23年12月13日～平成24年6月11日)	0.0060
第16期 特定期間(平成24年6月12日～平成24年12月10日)	0.0060
第17期 特定期間(平成24年12月11日～平成25年6月10日)	0.0060
第18期 特定期間(平成25年6月11日～平成25年12月10日)	0.0060
第19期 特定期間(平成25年12月11日～平成26年6月10日)	0.0060
第20期 特定期間(平成26年6月11日～平成26年12月10日)	0.0060
第21期 特定期間(平成26年12月11日～平成27年6月10日)	0.0060
第22期 特定期間(平成27年6月11日～平成27年12月10日)	0.0060
第23期 特定期間(平成27年12月11日～平成28年6月10日)	0.0060
第24期 特定期間(平成28年6月11日～平成28年12月12日)	0.0060
第25期 特定期間(平成28年12月13日～平成29年6月12日)	0.0060

**【収益率の推移】**

	収益率(%)
第6期 特定期間（平成19年6月12日～平成19年12月10日）	1.66
第7期 特定期間（平成19年12月11日～平成20年6月10日）	0.00
第8期 特定期間（平成20年6月11日～平成20年12月10日）	26.88
第9期 特定期間（平成20年12月11日～平成21年6月10日）	16.05
第10期 特定期間（平成21年6月11日～平成21年12月10日）	2.00
第11期 特定期間（平成21年12月11日～平成22年6月10日）	3.03
第12期 特定期間（平成22年6月11日～平成22年12月10日）	2.41
第13期 特定期間（平成22年12月11日～平成23年6月10日）	4.14
第14期 特定期間（平成23年6月11日～平成23年12月12日）	2.60
第15期 特定期間（平成23年12月13日～平成24年6月11日）	5.23
第16期 特定期間（平成24年6月12日～平成24年12月10日）	7.15
第17期 特定期間（平成24年12月11日～平成25年6月10日）	13.35
第18期 特定期間（平成25年6月11日～平成25年12月10日）	3.23
第19期 特定期間（平成25年12月11日～平成26年6月10日）	2.92
第20期 特定期間（平成26年6月11日～平成26年12月10日）	14.87
第21期 特定期間（平成26年12月11日～平成27年6月10日）	0.01
第22期 特定期間（平成27年6月11日～平成27年12月10日）	2.92
第23期 特定期間（平成27年12月11日～平成28年6月10日）	9.86
第24期 特定期間（平成28年6月11日～平成28年12月12日）	4.24
第25期 特定期間（平成28年12月13日～平成29年6月12日）	0.86

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

( 4 ) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6期 特定期間（平成19年6月12日～平成19年12月10日）	1,874,346,436	1,153,175,587
第7期 特定期間（平成19年12月11日～平成20年6月10日）	1,160,674,737	820,677,269
第8期 特定期間（平成20年6月11日～平成20年12月10日）	1,341,949,255	1,282,094,534
第9期 特定期間（平成20年12月11日～平成21年6月10日）	315,223,144	441,708,835
第10期 特定期間（平成21年6月11日～平成21年12月10日）	292,564,948	496,496,319
第11期 特定期間（平成21年12月11日～平成22年6月10日）	239,823,928	636,658,124
第12期 特定期間（平成22年6月11日～平成22年12月10日）	193,079,332	750,666,093
第13期 特定期間（平成22年12月11日～平成23年6月10日）	284,792,190	1,142,097,947
第14期 特定期間（平成23年6月11日～平成23年12月12日）	172,807,773	506,761,730
第15期 特定期間（平成23年12月13日～平成24年6月11日）	169,566,394	455,692,266
第16期 特定期間（平成24年6月12日～平成24年12月10日）	153,680,050	288,117,827
第17期 特定期間（平成24年12月11日～平成25年6月10日）	367,578,461	1,318,079,984
第18期 特定期間（平成25年6月11日～平成25年12月10日）	189,343,132	581,634,218
第19期 特定期間（平成25年12月11日～平成26年6月10日）	207,255,019	405,121,185
第20期 特定期間（平成26年6月11日～平成26年12月10日）	360,837,974	450,007,659
第21期 特定期間（平成26年12月11日～平成27年6月10日）	185,169,176	458,750,597
第22期 特定期間（平成27年6月11日～平成27年12月10日）	117,373,393	227,348,964
第23期 特定期間（平成27年12月11日～平成28年6月10日）	100,367,680	201,534,252
第24期 特定期間（平成28年6月11日～平成28年12月12日）	83,371,044	143,162,899
第25期 特定期間（平成28年12月13日～平成29年6月12日）	94,768,906	158,191,770

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) T & D マネープールマザーファンドの状況

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(平成29年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	840	100.00
合計(純資産総額)	-	840	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

## (参考)運用実績

(2017年6月30日現在)

### 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。  
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2017年 6月	30円
2017年 3月	30円
2016年12月	30円
2016年 9月	30円
2016年 6月	30円
直近1年間累計	120円
設定来累計	3,020円

### 主要な資産の状況

#### ●投資比率

グローバルインフレ連動国債ファンド	90.3%
T&Dマネーブールマザーファンド	2.9%
現金・預金等	6.9%
合 計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100ではありません。

#### ●グローバルインフレ連動国債ファンドにおける運用状況(現地月末基準)

##### <組入上位銘柄>

銘柄名(銘柄数 123)	年利率	償還日	信用格付	比率
アメリカ物価連動国債	0.625%	2021/7/15	AAA	4.3%
アメリカ物価連動国債	2.375%	2025/1/15	AAA	3.2%
アメリカ物価連動国債	0.125%	2019/4/15	AAA	2.3%
イギリス物価連動国債	1.250%	2027/11/22	AA	2.2%
イギリス物価連動国債	1.250%	2055/11/22	AA	2.1%
アメリカ物価連動国債	0.625%	2024/1/15	AAA	2.1%
アメリカ物価連動国債	2.125%	2041/2/15	AAA	2.0%
イギリス物価連動国債	0.750%	2047/11/22	AA	1.9%
イギリス物価連動国債	1.125%	2037/11/22	AA	1.9%
アメリカ物価連動国債	0.125%	2022/7/15	AAA	1.8%

##### <国別組入比率>

国	比率
アメリカ	44.7%
イギリス	29.6%
フランス	9.5%
イタリア	6.4%
ドイツ	2.7%
カナダ	2.1%
スペイン	1.7%
オーストラリア	1.3%
スウェーデン	1.0%
ニュージーランド	0.5%
デンマーク	0.2%

※上記のデータは管理会社であるBBH(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン)からのデータを使用しております。

また、各比率は「グローバルインフレ連動国債ファンド」の純資産総額に対する評価額の比率です。

※信用格付は、S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスの信用格付のうち、中位信用格付を採用。

### 年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの收益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は年初から6月末までの收益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドの購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとします。受付のできない日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

<申込不可日>

ニューヨーク、ロンドン、メルボルンもしくはケイマンの各銀行または各証券取引所の休業日  
購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。  
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権のお買付価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述の「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受けた購入申込の受付を取消すことがあります。

## 2 【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって換金申込をすることができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述の「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額 として控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

換金申込をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に換金申込を受けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。ただし、大口の換金申込をされた場合または他の受益者の換金申込を含めて同日の換金申込の累計が一定限度を超える場合もしくは海外の休日や解約に伴う外国投資信託の売却状況等によっては、上記の原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### ( 1 ) 【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象

・外国投資信託受益証券：原則としてファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・マザーファンド : 原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

・公社債等：a . 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

b . 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）

c . 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810 ( 受付時間は営業日の午前9時～午後5時 )

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

#### ( 2 ) 【保管】

ありません。

#### ( 3 ) 【信託期間】

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述の「( 5 )その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、信託期間の末日は平成29年12月5日に変更されます。

#### ( 4 ) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月11日から6月10日まで、6月11日から9月10日まで、9月11日から12月10日まで、12月11日から翌年3月10日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## ( 5 ) 【その他】

### 信託の終了

#### a . ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - (2) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - (3) 委託会社は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - (4) 委託会社は、(1)、(2)、(3)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
  - (5) (4)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - (6) (5)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
  - (7) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (8) (5)から(7)までの規定は、(3)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(5)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。
- b . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託契約は、後述の「 信託約款の変更 d 」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- d . 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . b の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a の信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

#### 関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 公告

委託会社が投資者に対する公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用に係る報告等開示方法

6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

##### ( 1 ) 収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### ( 2 ) 償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### ( 3 ) 換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込することができます。権利行使の方法等については、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

##### ( 4 ) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 . 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2 . 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は原則として6カ月毎に作成しております。
- 3 . 当ファンドは、第25期特定期間(平成28年12月13日から平成29年6月12日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年8月8日

T&Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 四川史

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界物価連動国債ファンドの平成28年12月13日から平成29年6月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界物価連動国債ファンドの平成29年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】  
 ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第24期 特定期間 ( 平成28年12月12日現在 )	第25期 特定期間 ( 平成29年6月12日現在 )
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	70,086,169	58,544,423
投資信託受益証券	3,126,952,410	3,017,387,462
親投資信託受益証券	92,232,379	92,205,195
<b>流動資産合計</b>	<b>3,289,270,958</b>	<b>3,168,137,080</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,289,270,958</b>	<b>3,168,137,080</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	9,680,891	9,490,623
未払解約金	11,312,783	578,349
未払受託者報酬	337,617	353,682
未払委託者報酬	7,258,704	7,604,136
未払利息	138	116
その他未払費用	135,014	141,443
<b>流動負債合計</b>	<b>28,725,147</b>	<b>18,168,349</b>
<b>負債合計</b>	<b>28,725,147</b>	<b>18,168,349</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
<b>元本</b>	<b>3,226,963,887</b>	<b>3,163,541,023</b>
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金( )	33,581,924	13,572,292
( 分配準備積立金 )	420,859,831	389,854,860
<b>元本等合計</b>	<b>3,260,545,811</b>	<b>3,149,968,731</b>
<b>純資産合計</b>	<b>3,260,545,811</b>	<b>3,149,968,731</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,289,270,958</b>	<b>3,168,137,080</b>

## (2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第24期 特定期間 (自 平成28年6月11日 至 平成28年12月12日)	第25期 特定期間 (自 平成28年12月13日 至 平成29年6月12日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	23,131,613	22,386,268
有価証券売買等損益	124,940,785	34,592,060
<b>営業収益合計</b>	<b>148,072,398</b>	<b>12,205,792</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	19,656	27,942
受託者報酬	685,816	690,759
委託者報酬	14,745,017	14,851,327
その他費用	208,575	276,249
<b>営業費用合計</b>	<b>15,659,064</b>	<b>15,846,277</b>
<b>営業利益</b>	<b>132,413,334</b>	<b>28,052,069</b>
<b>経常利益</b>	<b>132,413,334</b>	<b>28,052,069</b>
<b>当期純利益</b>	<b>132,413,334</b>	<b>28,052,069</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	535,020	157,355
期首剩余金又は期首次損金( )	81,721,023	33,581,924
剩余金増加額又は欠損金減少額	5,187,000	929,574
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	5,187,000	370,571
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	559,003
剩余金減少額又は欠損金増加額	3,354,883	784,151
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	711,275
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	3,354,883	72,876
<b>分配金</b>	<b>19,477,524</b>	<b>19,090,215</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>33,581,924</b>	<b>13,572,292</b>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前特定期間の期末が休日のため、当特定期間は、平成28年12月13日からとなっており、また、当特定期間の期末が休日のため、平成29年6月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第24期 特定期間 (平成28年12月12日現在)	第25期 特定期間 (平成29年6月12日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数  3,226,963,887口	1 特定期間の末日における受益権の総数  3,163,541,023口
-	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 13,572,292円
2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.0104円 (1万口当たり純資産額 10,104円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.9957円 (1万口当たり純資産額 9,957円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	期別	第24期 特定期間 (自 平成28年6月11日 至 平成28年12月12日 )	第25期 特定期間 (自 平成28年12月13日 至 平成29年6月12日 )
分配金の計算過程		平成28年6月11日から平成28年9月12日までの計算期間末における分配対象金額633,548,555円(1万口当たり1,940円)のうち、9,796,633円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 平成28年9月13日から平成28年12月12日までの計算期間末における分配対象金額627,435,682円(1万口当たり1,944円)のうち、9,680,891円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	平成28年12月13日から平成29年3月10日までの計算期間末における分配対象金額616,226,302円(1万口当たり1,925円)のうち、9,599,592円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 平成29年3月11日から平成29年6月12日までの計算期間末における分配対象金額604,368,776円(1万口当たり1,910円)のうち、9,490,623円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)  
金融商品の状況に関する事項

	第24期 特定期間 (自 平成28年6月11日 至 平成28年12月12日)	第25期 特定期間 (自 平成28年12月13日 至 平成29年6月12日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p><b>市場リスクの管理</b> 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p><b>信用リスクの管理</b> 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p><b>流動性リスクの管理</b> 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 特定期間 (平成28年12月12日現在)	第25期 特定期間 (平成29年6月12日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 特定期間 (自 平成28年6月11日 至 平成28年12月12日 )	第25期 特定期間 (自 平成28年12月13日 至 平成29年6月12日 )
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別 項 目	第24期 特定期間 (自 平成28年6月11日 至 平成28年12月12日 )	第25期 特定期間 (自 平成28年12月13日 至 平成29年6月12日 )
期首元本額	3,286,755,742 円	3,226,963,887 円
期中追加設定元本額	83,371,044 円	94,768,906 円
期中一部解約元本額	143,162,899 円	158,191,770 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第24期 特定期間 (自 平成28年6月11日 至 平成28年12月12日 )

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	175,929,340 円
親投資信託受益証券	18,122 円
合計	175,911,218 円

第25期 特定期間（自 平成28年12月13日 至 平成29年6月12日）

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,104,945 円
親投資信託受益証券	9,062 円
合計	4,095,883 円

3 デリバティブ取引関係

第24期 特定期間（自 平成28年6月11日 至 平成28年12月12日）

該当事項はありません。

第25期 特定期間（自 平成28年12月13日 至 平成29年6月12日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成29年6月12日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	グローバルインフレ 連動国債ファンド	278,784.83	3,017,387,462	
合計		278,784.83	3,017,387,462	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成29年6月12日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & D マネーブール マザーファンド	90,610,452	92,205,195	
合計		90,610,452	92,205,195	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考) T & D マネープールマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「T & D マネーブールマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日 (平成28年12月12日現在)	(平成29年6月12日現在)
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	768,517,255	840,535,475
流動資産合計	768,517,255	840,535,475
資産合計	768,517,255	840,535,475
負債の部		
流動負債		
未払利息	1,515	1,673
流動負債合計	1,515	1,673
負債合計	1,515	1,673
純資産の部		
元本等		
元本	755,001,400	826,032,430
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	13,514,340	14,501,372
元本等合計	768,515,740	840,533,802
純資産合計	768,515,740	840,533,802
負債純資産合計	768,517,255	840,535,475

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(平成28年12月12日現在)	(平成29年6月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 755,001,400口	1 計算期間の末日における受益権の総数 826,032,430口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0179円 (1万口当たり純資産額 10,179円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0176円 (1万口当たり純資産額 10,176円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	対象年月日 (平成28年12月12日現在)	(平成29年6月12日現在)
期首元本額	766,234,066 円	755,001,400 円
期中追加設定元本額	82,586,525 円	116,830,736 円
期中一部解約元本額	93,819,191 円	45,799,706 円
期末元本額	755,001,400 円	826,032,430 円
元本の内訳*		
世界物価連動国債ファンド	90,610,452 円	90,610,452 円
野村エマージング債券投信(円コース)毎月分配型	33,903,179 円	33,903,179 円
野村エマージング債券投信(円コース)年2回決算型	5,675,163 円	5,675,163 円
野村エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	38,989,580 円	38,989,580 円
野村エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	2,636,170 円	2,636,170 円
野村エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	311,359,888 円	311,359,888 円
野村エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	9,735,828 円	9,735,828 円
野村エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	1,413,489 円	1,413,489 円
野村エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	131,726 円	131,726 円
野村エマージング債券投信(マネーブールファンド)年2回決算型	4,502,463 円	3,683,004 円
T&Dインド中小型株ファンド	19,910,198 円	69,040,591 円
野村エマージング債券投信(カナダドルコース)毎月分配型	2,513,771 円	1,825,877 円
野村エマージング債券投信(カナダドルコース)年2回決算型	799,555 円	308,202 円
野村エマージング債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	70,541,888 円	55,801,321 円

野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	11,872,046 円	11,872,046 円
野村エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	47,975,980 円	33,235,413 円
野村エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	4,042,047 円	4,042,047 円
野村エマージング債券投信（金コース）毎月分配型	20,422,125 円	20,422,125 円
野村エマージング債券投信（金コース）年2回決算型	8,783,712 円	8,783,712 円
米国リート・プレミアムファンド（毎月分配型）円ヘッジ・コース	3,385,141 円	3,385,141 円
米国リート・プレミアムファンド（毎月分配型）通貨プレミアム・コース	40,218,191 円	28,219,370 円
豪州高配当株ツイン ファンド（毎月分配型）	4,916,905 円	70,138,996 円
米国リート・プレミアムファンド（年2回決算型）マネープール・コース	88,475 円	88,475 円
野村エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	6,884,550 円	6,884,550 円
野村エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	1,424,313 円	1,424,313 円
資源ツイン ファンド（通貨選択型） ブラジルレアルコース	4,910,145 円	4,910,145 円
資源ツイン ファンド（通貨選択型） トルコリラコース	883,826 円	883,826 円
資源ツイン ファンド（通貨選択型） 米ドルコース	6,383,188 円	6,383,188 円
資源ツイン ファンド（通貨選択型） マネーブールコース	87,406 円	244,613 円
合計	755,001,400 円	826,032,430 円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等  
(自 平成28年6月11日 至 平成28年12月12日)  
該当事項はありません。

(自 平成28年12月13日 至 平成29年6月12日)  
該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係  
(自 平成28年6月11日 至 平成28年12月12日)  
該当事項はありません。

(自 平成28年12月13日 至 平成29年6月12日)  
該当事項はありません。

( 3 ) 附属明細表

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考) 「グローバルインフレ連動国債ファンド」の状況

世界物価連動国債ファンドが投資する  
「グローバルインフレ連動国債ファンド」の保有明細

現物債券	通貨	銘柄	額面	時価単価(利息等込み)	円換算為替	作成基準日:2017年6月29日	円換算評価額
AUD	ACGB 2 08/21/35		30,000.00	126.00	86.46		3,268,060
AUD	ACGB 1 1/4 08/21/40		20,000.00	108.05	86.46		1,868,320
AUD	ACGB 4 08/20/20		65,000.00	186.62	86.46		10,487,396
AUD	ACGB 3 09/20/25		69,000.00	141.47	86.46		8,439,599
AUD	ACGB 2 1/2 09/20/30		51,000.00	140.77	86.46		6,207,024
AUD	ACGB 1 1/4 02/21/22		66,000.00	114.72	86.46		6,546,321
CAD	CANRRB 1 1/4 12/01/47		71,912.04	118.49	86.68		7,385,667
CAD	CANRRB 4 1/4 12/01/21		58,068.91	118.38	86.68		5,958,630
CAD	CANRRB 4 1/4 12/01/26		77,197.64	136.70	86.68		9,147,835
CAD	CANRRB 4 12/01/31		82,753.82	149.47	86.68		10,721,824
CAD	CANRRB 3 12/01/36		67,095.88	144.98	86.68		8,431,870
CAD	CANRRB 2 12/01/41		72,683.84	131.43	86.68		8,280,281
CAD	CANRRB 1 1/2 12/01/44		90,230.40	122.27	86.68		9,583,249
DKK	DGBI 0.1 11/15/23		382,935.96	105.92	17.30		7,017,479
EUR	FRTR 1.3 07/25/19		111,183.35	106.38	128.65		15,216,656
EUR	FRTR 1.1 07/25/22		206,403.12	112.05	128.65		29,754,700
EUR	FRTR 3.4 07/25/29		121,694.40	149.71	128.65		23,439,250
EUR	FRTR 1.8 07/25/40		131,943.36	142.64	128.65		24,212,597
EUR	FRTR 2 1/4 07/25/20		272,132.06	112.82	128.65		39,497,323
EUR	FRTR 3.15 07/25/32		119,511.90	153.91	128.65		23,664,729
EUR	FRTR 2.1 07/25/23		138,996.25	120.69	128.65		21,581,547
EUR	FRTR 1.85 07/25/27		152,280.80	125.00	128.65		24,488,525
EUR	FRTR 0 1/4 07/25/18		142,854.30	101.79	128.65		18,708,106
EUR	FRTR 0 1/7/25/21		51,114.00	105.06	128.65		6,908,339
EUR	FRTR 0 1/4 07/25/24		139,540.05	107.82	128.65		19,355,453
EUR	FRTR 0 1/3 01/25		51,433.61	105.74	128.65		6,996,897
EUR	FRTR 0 1/07/25/47		49,760.97	98.32	128.65		6,293,983
EUR	FRTR 0 1/03/01/28		40,474.80	104.24	128.65		5,428,056
EUR	FRTR 0 7/07/25/30		76,526.25	112.96	128.65		11,120,847
EUR	DBRI 0 1/2 04/15/30		82,252.80	112.20	128.65		11,873,211
EUR	DBRI 1 3/4 04/15/20		153,829.98	108.06	128.65		21,384,549
EUR	DBRI 0 1/04/15/23		172,785.48	106.24	128.65		23,615,339
EUR	DBRI 0 1/04/15/26		99,774.34	107.70	128.65		13,824,557
EUR	DBRI 0 1/04/15/46		58,888.98	109.74	128.65		8,314,011
EUR	BTPS 2.35 09/15/24		123,729.76	111.59	128.65		17,762,754
EUR	BTPS 0.1 05/15/22		51,286.50	99.37	128.65		6,556,349
EUR	BTPS 2.6 09/15/23		202,132.32	113.80	128.65		29,594,236
EUR	BTPS 2.35 09/15/19		208,378.45	106.84	128.65		28,641,594
EUR	BTPS 2.1 09/15/21		174,177.62	109.70	128.65		24,581,372
EUR	BTPS 3.1 09/15/26		134,883.75	118.73	128.65		20,603,119
EUR	BTPS 2.55 09/15/41		93,968.35	114.74	128.65		13,871,049
EUR	BTPS 2.35 09/15/35		165,427.68	115.18	128.65		24,513,811
EUR	BTPS 1 1/4 09/15/32		48,787.68	97.75	128.65		6,135,357
EUR	BTPS 1.3 05/15/28		35,565.60	100.15	128.65		4,582,250
EUR	BTPS 1.7 09/15/18		67,891.56	103.23	128.65		9,016,289
NZD	NZGB 2 1/2 09/20/40		17,000.00	105.35	82.19		1,471,941
NZD	NZGB 2 09/20/25		52,000.00	107.33	82.19		4,587,226
NZD	NZGB 3 09/20/30		56,000.00	118.01	82.19		5,431,647
NZD	NZGB 2 1/2 09/20/35		35,000.00	109.60	82.19		3,152,916
EUR	SPGBEI 1.8 11/30/24		118,191.24	113.72	128.65		17,291,522
EUR	SPGBEI 0.55 11/30/19		110,040.12	103.74	128.65		14,685,895
EUR	SPGBEI 1 11/30/30		55,884.95	103.22	128.65		7,421,391
EUR	SPGBEI 0.3 11/30/21		25,443.75	104.73	128.65		3,428,244
EUR	SPGBEI 0.65 11/30/27		50,707.00	101.05	128.65		6,592,300
SEK	SGBI 1 06/01/25 #3109		230,000.00	122.11	13.28		3,728,641
SEK	SGBI 0 1/8 06/01/32 #3111		75,000.00	112.69	13.28		1,122,067
SEK	SGBI 4 12/01/20 #3102		370,000.00	161.04	13.28		7,910,678
SEK	SGBI 0 1/8 06/01/26 #3112		100,000.00	114.79	13.28		1,523,998
SEK	SGBI 3 1/2 12/01/28 #3104		365,000.00	196.47	13.28		9,520,246
SEK	SGBI 0 1/4 06/01/22 #3108		410,000.00	113.40	13.28		6,172,728
GBP	UKTI 2 1/2 07/17/24		87,000.00	368.40	146.33		46,900,872
GBP	UKTI 2 1/2 04/16/20		74,000.00	370.67	146.33		40,138,932
GBP	UKTI 4 1/8 07/22/30		45,460.00	367.93	146.33		24,476,151
GBP	UKTI 0 3/4 11/22/47		200,540.34	186.19	146.33		54,638,273
GBP	UKTI 0 5/8 11/22/42		188,466.16	167.66	146.33		46,237,380

通貨	銘柄	額面	時価単価(利息等込み)	円換算為替	円換算評価額
GBP	UKTI 0 1/2 03/22/50	161,015.68	184.43	146.33	43,454,913
GBP	UKTI 0 5/8 03/22/40	110,716.38	160.05	146.33	25,930,392
GBP	UKTI 1 1/4 11/22/32	205,598.25	150.44	146.33	45,260,191
GBP	UKTI 1 1/8 11/22/37	226,084.82	165.05	146.33	54,605,631
GBP	UKTI 1 7/8 11/22/22	167,077.39	124.25	146.33	30,376,669
GBP	UKTI 2 01/26/35	91,000.00	265.30	146.33	35,328,351
GBP	UKTI 1 1/4 11/22/55	168,921.60	242.05	146.33	59,833,134
GBP	UKTI 1 1/4 11/22/27	323,440.48	134.28	146.33	63,553,036
GBP	UKTI 0 3/4 03/22/34	116,504.00	144.91	146.33	24,705,199
GBP	UKTI 0 3/8 03/22/62	143,751.68	221.14	146.33	46,519,017
GBP	UKTI 0 1/8 03/22/29	41,594.31	123.27	146.33	7,502,921
GBP	UKTI 0 1/8 03/22/44	176,335.90	153.21	146.33	39,533,650
GBP	UKTI 0 1/8 03/22/24	127,231.98	115.59	146.33	21,521,173
GBP	UKTI 0 1/4 03/22/52	96,128.22	179.84	146.33	25,297,875
GBP	UKTI 0 1/8 11/22/19	27,076.75	107.43	146.33	4,256,665
GBP	UKTI 0 1/8 03/22/68	141,400.67	229.50	146.33	47,486,944
GBP	UKTI 0 1/8 03/22/58	89,873.05	191.31	146.33	25,159,544
GBP	UKTI 0 1/8 03/22/46	45,129.36	157.50	146.33	10,401,486
GBP	UKTI 0 1/8 03/22/26	9,429.21	118.02	146.33	1,628,423
GBP	UKTI 0 1/8 11/22/65	51,943.50	218.19	146.33	16,585,106
GBP	UKTI 0 1/8 11/22/56	19,406.98	186.13	146.33	5,285,850
GBP	UKTI 0 1/8 11/22/36	17,689.01	138.27	146.33	3,579,071
USD	TII 3 5/8 04/15/28	287,219.20	131.77	112.59	42,612,985
USD	TII 3 7/8 04/15/29	256,557.53	137.01	112.59	39,575,133
USD	TII 3 3/8 04/15/32	114,053.69	138.82	112.59	17,799,993
USD	TII 2 3/8 01/15/25	721,187.60	115.25	112.59	93,579,627
USD	TII 2 01/15/26	337,904.68	113.28	112.59	43,097,933
USD	TII 2 3/8 01/15/27	218,233.80	117.53	112.59	28,877,883
USD	TII 1 3/4 01/15/28	163,391.20	112.59	112.59	20,712,318
USD	TII 2 1/2 01/15/29	39,858.00	121.76	112.59	5,464,154
USD	TII 2 1/8 02/15/40	84,840.75	125.73	112.59	12,010,309
USD	TII 2 1/8 02/15/41	405,058.94	126.29	112.59	57,596,305
USD	TII 0 3/4 02/15/42	161,225.45	95.91	112.59	17,409,381
USD	TII 0 5/8 02/15/43	223,324.50	92.73	112.59	23,315,361
USD	TII 1 3/8 02/15/44	228,701.62	109.84	112.59	28,283,345
USD	TII 0 3/4 02/15/45	225,311.10	94.59	112.59	23,995,976
USD	TII 1 02/15/46	190,899.65	100.87	112.59	21,680,480
USD	TII 0 7/8 02/15/47	89,132.56	97.98	112.59	9,832,825
USD	TII 0 5/8 01/15/24	518,695.65	101.93	112.59	59,526,660
USD	TII 0 1/8 04/15/19	599,983.75	100.08	112.59	67,608,141
USD	TII 0 1/4 01/15/25	323,103.64	98.55	112.59	35,852,107
USD	TII 2 1/8 01/15/19	305,198.40	104.26	112.59	35,827,760
USD	TII 0 1/8 04/15/20	396,746.60	100.23	112.59	44,770,878
USD	TII 1 7/8 07/15/19	8,015.70	105.13	112.59	948,828
USD	TII 1 3/8 01/15/20	194,473.52	104.33	112.59	22,842,848
USD	TII 0 5/8 01/15/26	318,986.90	101.19	112.59	36,343,689
USD	TII 1 1/4 07/15/20	375,575.20	104.86	112.59	44,339,170
USD	TII 1 1/8 01/15/21	251,482.50	104.44	112.59	29,572,588
USD	TII 0 1/8 04/15/21	237,270.30	99.99	112.59	26,710,663
USD	TII 0 5/8 07/15/21	1,079,395.90	102.87	112.59	125,011,122
USD	TII 0 1/8 07/15/26	469,209.20	96.78	112.59	51,128,854
USD	TII 0 1/8 01/15/22	216,052.00	100.01	112.59	24,327,754
USD	TII 0 1/8 07/15/22	457,180.30	100.08	112.59	51,515,364
USD	TII 0 1/8 01/15/23	351,674.32	99.30	112.59	39,317,287
USD	TII 0 3/8 01/15/27	247,981.65	98.67	112.59	27,548,648
USD	TII 0 3/8 07/15/23	389,783.73	101.00	112.59	44,324,269
USD	TII 0 1/8 07/15/24	82,376.80	98.50	112.59	9,135,454
USD	TII 0 3/8 07/15/25	309,906.0	99.7	112.6	34715216.0
計					2,886,309,707

(※)円換算評価額の数値は、時価単価、円換算為替の表示桁数以下も計算しています。

(注)当資料は、「グローバルインフレ連動国債ファンド」の管理会社であるBBH(ブラン・ブラザーズ・ハリマン)からのデータを使用しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

( 平成29年6月30日現在 )

資産総額	3,195,416,676 円
負債総額	2,995,341 円
純資産総額 ( - )	3,192,421,335 円
発行済数量	3,163,414,818 口
1 単位当たり純資産額 ( / )	1.0092 円

(参考) T & D マネーパールマザーファンド

資産総額	840,334,571 円
負債総額	1,735 円
純資産総額 ( - )	840,342,836 円
発行済数量	825,875,181 口
1 単位当たり純資産額 ( / )	1.0175 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

##### 1. 名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

##### 2. 受益者に対する特典

ありません。

##### 3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### 4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

##### 5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額

平成29年6月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

###### (2)会社の機構

###### 経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資信託運用の意思決定と運用の流れ

###### a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

###### b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

###### c. 運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成29年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成29年6月末日現在、243本であり、その純資産総額の合計は1,105,223百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	162本	468,548百万円
単位型株式投資信託	34本	109,855百万円
単位型公社債投資信託	47本	526,820百万円
合計	243本	1,105,223百万円

### **3 【委託会社等の経理状況】**

- 1 . 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

T&Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

蒲谷剛史 

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

伊藤雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( 1 ) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第36期 ( 平成28年 3月31日現在 )		第37期 ( 平成29年 3月31日現在 )	
		内訳 ( 千円 )	金額 ( 千円 )	内訳 ( 千円 )	金額 ( 千円 )
( 資産の部 )					
流動資産					
1 . 預金			6,399,568		6,642,674
2 . 前払費用			42,361		39,531
3 . 未収入金			125,183		48,324
4 . 未収委託者報酬			541,361		854,047
5 . 未収運用受託報酬			313,690		383,416
6 . 未収法人税等			2,251		-
7 . 未収消費税等			40,776		-
8 . 繰延税金資産			54,160		52,937
9 . その他			328		-
流動資産計			7,519,682		8,020,932
固定資産					
1 . 有形固定資産					
( 1 ) 建物	1	129,493	222,294	114,696	176,527
( 2 ) 器具備品	1	92,128		61,326	
( 3 ) その他	1	672		504	
2 . 無形固定資産			45,558		48,795
( 1 ) 電話加入権		2,862		2,862	
( 2 ) ソフトウェア		41,328		42,345	
( 3 ) ソフトウェア仮勘定		1,366		3,586	
3 . 投資その他の資産			423,342		296,532
( 1 ) 投資有価証券		63,050		38,529	
( 2 ) 関係会社株式		5,386		5,386	
( 3 ) 長期差入保証金		185,682		122,433	
( 4 ) 繰延税金資産		132,823		103,847	
( 5 ) その他		36,400		26,335	
固定資産計			691,195		521,854
資産合計			8,210,877		8,542,787

		第36期 (平成28年3月31日現在)		第37期 (平成29年3月31日現在)	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			136,502		14,970
2. 未払金			291,814		396,503
(1) 未払収益分配金		1,205		1,704	
(2) 未払償還金		5,660		5,660	
(3) 未払手数料		210,892		343,787	
(4) その他未払金		74,055		45,350	
3. 未払費用			268,567		583,303
4. 未払法人税等			-		11,174
5. 未払消費税等			-		38,997
6. 賞与引当金			115,430		91,112
7. 役員賞与引当金			6,175		6,458
流動負債計		818,489			1,142,521
固定負債					
1. 退職給付引当金			410,278		408,206
2. 役員退職慰労引当金			26,676		19,356
固定負債計		436,955			427,562
負債合計			1,255,444		1,570,083
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,580,304		5,594,927
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,267,514		2,282,136	
株主資本計			6,957,972		6,972,595
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			2,539		108
評価・換算差額等計			2,539		108
純資産合計			6,955,433		6,972,703
負債純資産合計			8,210,877		8,542,787

(2)【損益計算書】

		第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第37期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			3,485,554		4,248,077
2. 運用受託報酬			1,528,989		1,289,990
営業収益計			5,014,544		5,538,067
営業費用					
1. 支払手数料			1,612,217		1,860,395
2. 広告宣伝費			3,125		2,604
3. 調査費			1,294,581		1,492,104
(1) 調査費		112,170		129,459	
(2) 委託調査費		800,411		988,082	
(3) 情報機器関連費		380,676		373,672	
(4) 図書費		1,323		888	
4. 委託計算費			164,312		181,296
5. 営業雑経費			144,458		104,940
(1) 通信費		8,940		7,672	
(2) 印刷費		92,160		87,593	
(3) 協会費		7,526		5,876	
(4) 諸会費		4,191		3,797	
(5) 紹介手数料		31,640		-	
営業費用計			3,218,696		3,641,341
一般管理費					
1. 給料			1,202,318		1,133,594
(1) 役員報酬		87,538		68,848	
(2) 給料・手当		1,066,119		1,010,113	
(3) 賞与		48,661		54,633	
2. 法定福利費			176,641		169,520
3. 退職金			4,021		6,136
4. 福利厚生費			3,654		3,723
5. 交際費			4,379		2,273
6. 旅費交通費			15,873		11,895
7. 事務委託費			96,492		94,455
8. 租税公課			20,908		68,018
9. 不動産賃借料			157,838		125,103
10. 退職給付費用			55,672		51,318
11. 役員退職慰労金			200		-
12. 役員退職慰労引当金繰入			6,278		4,451
13. 賞与引当金繰入			116,045		91,112
14. 役員賞与引当金繰入			6,175		6,458
15. 固定資産減価償却費			55,329		63,703
16. 諸経費			141,211		62,410
一般管理費計			2,063,042		1,894,176
営業利益または 営業損失( )			267,194		2,549

		第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第37期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1 . 受取配当金			1,284		1,096
2 . 有価証券利息			885		-
3 . 受取利息			631		68
4 . 雜収入			9		751
営業外収益計			2,810		1,916
営業外費用					
1 . 為替差損			1,381		526
2 . 雜損失			6,372		651
営業外費用計			7,754		1,177
経常利益または 経常損失( )			272,137		3,288
特別利益					
1 . 投資有価証券売却益			52,535		725
特別利益計			52,535		725
特別損失					
1 . 固定資産除却損	1		993		50
2 . 投資有価証券売却損			2,642		6,007
3 . 本社移転費用			257,044		-
特別損失計			260,680		6,057
税引前当期純利益または 税引前当期純損失( )			480,283		2,043
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額					
当期純利益または 当期純損失( )			100,821		45,696
			43,150		29,030
			422,613		14,622

( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株 主 資 本							
	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	
	資本準備 金	資本剩余 金合計	利益準備 金	その他利益剩余金	別途積立 金	繰越利益 剩余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,690,127	6,002,917	7,380,585
当期変動額								
剩余金の配当								
当期純利益または 当期純損失( )							422,613	422,613
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	422,613	422,613
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,267,514	5,580,304	6,957,972

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	1,080	1,080	7,379,505
当期変動額			
剩余金の配当			-
当期純利益または 当期純損失( )			422,613
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	1,458	1,458	1,458
当期変動額合計	1,458	1,458	424,072
当期末残高	2,539	2,539	6,955,433

第37期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剩余金		利益剩余金			利益剩余金合計	株主資本合計
		資本準備金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,267,514	5,580,304	6,957,972
当期変動額								
剩余金の配当								
当期純利益または当期純損失( )						14,622	14,622	14,622
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	14,622	14,622	14,622
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,539	2,539	6,955,433
当期変動額			
剩余金の配当			-
当期純利益または当期純損失( )			14,622
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,647	2,647	2,647
当期変動額合計	2,647	2,647	17,270
当期末残高	108	108	6,972,703

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 2～15年

その他 8年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

## 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第36期 (平成28年3月31日現在)		第37期 (平成29年3月31日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	6,710千円	建物	21,507千円
器具備品	83,324千円	器具備品	92,906千円
その他	224千円	その他	392千円

(損益計算書関係)

第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第37期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。		1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	
器具備品	315千円	器具備品	1千円
ソフトウェア	677千円	ソフトウェア	48千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第37期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。  
また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に基づき差入れたものであり、信用リスクの影響は軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	6,399,568	6,399,568	-
(2) 未収入金	125,183	125,183	-
(3) 未収委託者報酬	541,361	541,361	-
(4) 未収運用受託報酬	313,690	313,690	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	32,850	32,850	-
資産計	7,412,654	7,412,654	-
(1) 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 その他未払金	(1,205) (5,660) (210,892) (74,055)	(1,205) (5,660) (210,892) (74,055)	-
(2) 未払費用	(268,567)	(268,567)	-
負債計	(560,381)	(560,381)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	185,682
合計	221,269

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	6,399,568	-	-
未収入金	125,183	-	-
未収委託者報酬	541,361	-	-
未収運用受託報酬	313,690	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	23,921	1,400	7,528
合計	7,403,725	1,400	7,528

第37期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	6,642,674	6,642,674	-
(2) 未収入金	48,324	48,324	-
(3) 未収委託者報酬	854,047	854,047	-
(4) 未収運用受託報酬	383,416	383,416	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	8,329	8,329	-
資産計	7,936,792	7,936,792	-

(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,704)	(1,704)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(343,787)	(343,787)	-
その他未払金	(45,350)	(45,350)	-
(2) 未払費用	(583,303)	(583,303)	-
負債計	(979,807)	(979,807)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	122,433
合計	158,019

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	6,642,674	-	-
未収入金	48,324	-	-
未収委託者報酬	854,047	-	-
未収運用受託報酬	383,416	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	999	6,274	1,055
合計	7,929,462	6,274	1,055

(有価証券関係)

第36期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

その他有価証券の当事業年度中の売却額は107,042千円であり、売却益の合計額は52,535千円、売却損の合計額は2,642千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	14,353	16,214	1,861
	小計	14,353	16,214	1,861
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	22,156	16,635	5,520
	小計	22,156	16,635	5,520
合計		36,509	32,850	3,659

(\*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第37期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

その他有価証券の当事業年度中の売却額は39,705千円であり、売却益の合計額は725千円、売却損の合計額は6,007千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	3,250	3,515	265
	小計	3,250	3,515	265
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	4,922	4,813	109
	小計	4,922	4,813	109
合計		8,172	8,329	156

(\*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(退職給付関係)

第36期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	402,572千円
退職給付費用	47,397千円
退職給付の支払額	39,691千円
退職給付引当金の期末残高	410,278千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	410,278千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	410,278千円
<u>退職給付引当金</u>	410,278千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	47,397千円
----------------	----------

3 . 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	8,275千円
--------------	---------

第37期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1 . 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 . 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

<u>退職給付引当金の期首残高</u>	410,278千円
<u>退職給付費用</u>	42,832千円
<u>退職給付の支払額</u>	44,904千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	408,206千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	408,206千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	408,206千円

<u>退職給付引当金</u>	408,206千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	408,206千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	42,832千円
----------------	----------

3 . 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	8,486千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第36期(平成28年3月31日現在)</u>	<u>第37期(平成29年3月31日現在)</u>
	(単位:千円)	(単位:千円)
<b>(繰延税金資産)</b>		
賞与引当金	35,621	28,117
未払事業税	-	2,741
未払社会保険料	5,848	4,731
退職給付引当金	133,942	130,989
子会社株式評価損	1,246	1,246
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,056	15,056
減価償却超過額否認	2,962	-
長期差入保証金	29,925	2,700
本社移転費用	24,338	75
繰越欠損金	24,938	39,461
その他有価証券評価差額金	1,120	-
その他	5,468	5,200
<b>小計</b>	<b>280,470</b>	<b>230,321</b>
<b>評価性引当額</b>	<b>93,346</b>	<b>73,487</b>
<b>繰延税金資産計</b>	<b>187,123</b>	<b>156,833</b>
<b>(繰延税金負債)</b>		
未収事業税	139	-
その他有価証券評価差額金	-	47
<b>繰延税金負債計</b>	<b>139</b>	<b>47</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>186,983</b>	<b>156,785</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第36期(平成28年3月31日現在)

税引前当期純損失を計上しているため  
注記を省略しております。

第37期(平成29年3月31日現在)

税引前当期純損失を計上しているため  
注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社は、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第37期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	163,632千円	158,204千円
貯貸借契約締結にともなう増加額	52,929	-
見積りの変更による増加額( 減少額 )	58,356	5,382
資産除去債務の履行による減少額	-	99,893
期末残高	158,204	52,929

### (セグメント情報等)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

第36期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

##### (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### (2) 地域ごとの情報

###### 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

##### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第37期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

##### (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### (2) 地域ごとの情報

###### 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

第36期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接 100	経営管理役員の兼任	連結納税に伴う受取予定額(*1)	113,644	未収入金	113,644

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

第37期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接 100	経営管理役員の兼任	連結納税に伴う受取予定額(*1)	48,324	未収入金	48,324

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険(株)	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結役員の兼任	投資顧問契約(*1)	311,115	未収運用受託報酬	90,373

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第37期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険株	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結役員の兼任	投資顧問契約(*1)	321,896	未収運用受託報酬	86,177

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス（東京証券取引所に上場）

### (1株当たり情報)

第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第37期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,425.34円	1株当たり純資産額	6,441.29円
1株当たり当期純損失金額	390.40円	1株当たり当期純利益金額	13.50円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額について、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純損失(千円)	422,613	当期純利益(千円)	14,622
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	422,613	普通株式に係る当期純利益(千円)	14,622
期中平均株式数(千株)	1,082	期中平均株式数(千株)	1,082

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1 . 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 2 . 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 3 . 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4 . 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5 . 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

##### 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

世界物価連動国債ファンド

約款

T & D アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のとおりとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

### 2. 運用方法

#### ( 1 ) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

#### ( 2 ) 投資態度

主として、ケイマン籍の円建ての外国投資信託であるグローバルインフレ連動国債ファンドおよび国内の証券投資信託であるT & Dマネーブールマザーファンドの受益証券に投資を行います。

グローバルインフレ連動国債ファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。なお、投資対象とする各受益証券の組入比率には制限を設けません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### ( 3 ) 投資制限

株式への投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポート・ガルックスルーラーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポート・ガルックスルーラーおよびデリバティブ取引等エクスポート・ガルックスルーラーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

3ヶ月に1回(3、6、9、12月の10日とします。ただし、10日が休業日の場合は翌営業日とします。)決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

#### ( 1 ) 分配対象額

経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

#### ( 2 ) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託者が基準価額水準、市場環境等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

( 3 ) 留保益の運用方針

収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

## 追加型証券投資信託〔世界物価連動国債ファンド〕約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

### (信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第22条の2および第24条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### (信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,002,890,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### (信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第42条第1項ないし第3項、第43条第1項、第44条第1項または第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### (当時の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,002,890,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定

する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第39条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第39条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

第1項および第2項の取得申込者は委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第39条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項および第2項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドン、メルボルンもしくはケイマンの銀行または証券取引所の休業日においては、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第39条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第6項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めることとします。

前2項の規定にかかわらず、受益者が第39条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

#### 第14条 <削除>

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 第17条 <削除>

#### 第18条 <削除>

#### 第19条 <削除>

#### 第20条 <削除>

（投資の対象とする資産の種類）

第21条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  1. 有価証券
  2. 金銭債権
  3. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  1. 為替手形

#### (運用の指図範囲)

第 22 条 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍の円建ての外国投資信託であるグローバルインフレ連動国債ファンドおよび国内の証券投資信託である T & D マネーブールマザーファンドの受益証券( 金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。 ) ならびに次の有価証券( 本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 ) に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券( 新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。 )

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品( 金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。 ) により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託( 金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。 )

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 22 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第 24 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 21 条ならびに第 22 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を行うことができます。

前項の取扱いは、第 28 条から第 30 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

#### (運用の基本方針)

第 23 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (信託業務の委託等)

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの( 受託者の利害関係人を含みま

す。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第25条 <削除>

##### (混蔵寄託)

第26条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

##### (投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

##### (一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第28条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信

託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 29 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 30 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 32 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 11 日から 6 月 10 日まで、6 月 11 日から 9 月 10 日まで、9 月 11 日から 12 月 10 日まで、および 12 月 11 日から翌年 3 月 10 日までとします。ただし、初回の計算期間は平成 17 年 2 月 28 日から平成 17 年 6 月 10 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始さ

れるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。  
( 投資信託財産に関する報告 )

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

( 投資信託事務の諸費用 )

第 35 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産の財務諸表に係る監査報酬(消費税等を含みます。)は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

( 信託報酬等の総額および支弁の方法 )

第 36 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 90 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

( 収益の分配方法 )

第 37 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 )

第 38 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 39 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 39 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 40 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、海外の休日や解約に伴う外国投資信託の売却状況等によっては、上記の原則による支払い開始日が遅延する場合があります。

前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第39条の2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第40条 受益者が、収益分配金について第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第39条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者自らが定める単位もしくは委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドン、メルボルンもしくはケイマンの銀行または証券取引所の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に

行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第41条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることになった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前3項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第5項から前項までの規定は、第3項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第5項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託契約を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 44 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 47 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 45 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 46 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 48 条 第 42 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 42 条第 5 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます

す。

(公告)

第 49 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の投資信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条（受益証券の種類）から第 20 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記各条項によりこの投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成 17 年 2 月 28 日

委託者 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社  
(現 T & D アセットマネジメント株式会社)

受託者 ユーエフジエイ信託銀行株式会社  
(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)